

関西フィルへのご寄附に対する 税制上の優遇措置について

関西フィルハーモニー管弦楽団は「認定NPO法人（認定特定非営利活動法人）」として大阪市より寄附金控除の対象となる証明を受けています。寄附金のご協力を頂きますと、以下のとおり、税制上の優遇措置が受けられます。（2014年12月以降の寄附が対象となります。）

個人のお客様

◆所得税の控除

確定申告にて (A) 所得税の税額控除 (B) 所得控除
いずれか有利になる方をお選びいただけます。

(A) 税額控除: 年間寄附金額から2千円を差し引いた金額の40%が
税額控除されます。

(B) 所得控除: 年間寄附金額から2千円を差し引いた金額が所得控除
されます。

◆個人住民税の控除

大阪府、および大阪市にお住まいの方（ご寄附された翌年
1月1日のご住所）は、住民税（府民税・市民税）の寄附金控除
もあわせて申告することにより、翌年度の住民税から控除
されます。

法人のお客様

法人のお客様は法人税の計算において、「一般寄附金」としての損金参入枠に加え、
「認定NPO法人に対する寄附金」として一定限度額内での損金算入が認められます。

○一般寄附金: (資本金等の金額×0.25%+所得金額×2.5%)÷4

○認定NPO法人に対する寄附金: (資本金等の金額×0.375%+所得金額×6.25%)÷2

※「資本金等」=資本金と資本積立金の合計額

※寄附金の合計額と寄附金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

「認定NPO法人」とは
NPO法人（特定非営利活動法人）のうち、
「広く市民から支持を得ている」等の基準
を満たすものとして、所轄庁（大阪市）から
認定を受けた団体を言います。

領収書は
捨てないで!



税金や確定申告の
詳細については、
最寄りの税務署に
ご相談ください。

お問い合わせ

認定NPO法人

関西フィルハーモニー管弦楽団

TEL: 06-6577-1381

FAX: 06-6577-1383

E-mail kpo1982@kansaiphil.jp

HP <http://www.kansaiphil.jp>

Kansai Philharmonic
Orchestra

※平成27年（2015年）1月現在の施行法令に基づいております。

※当楽団は遺贈や遺産の寄附を承っております。詳しくは楽団事務局までお問い合わせください。

(ご注意)

・この用紙は、機械で処理します
ので、金額を記入する際は、枠内
にはっきりと記入してください。
また、本票を汚したり、折り曲げ
たりしないでください。

・この用紙は、ゆうちょ銀行又は
郵便局の払込機能付きATMでも
ご利用いただけます。

・この払込書を、ゆうちょ銀行又は
郵便局の渉外員にお預けになる
ときは、引換えに預り証を必ずお
受け取りください。

・ご依頼人様からご提出いただき
ました払込書に記載されたおとこ
ろ、おなまえ等は、加入者様に通知
されます。

・この受領証は、払込みの証拠と
なるものですから大切に保管して
ください。

収入印紙

3万円以上

貼 付

印

この場所には、何も記載しないでください。